

第 7 4 回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日（水）午前 9 時 3 0 分開会
会 場：S T V 北 2 条 ビル 地 下 1 階 会 議 室

１．開　　会

○事務局（西川みどりの推進課長）　師走に入りまして何かとお忙しいところ、また、急な雪で交通事情の悪い中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第74回札幌市緑の審議会を開催いたします。

本日は、小西委員及び森本委員から欠席する旨のご連絡を頂戴しております。

定足数につきましては、委員16名中、出席委員数は12名であり、過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定により、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず一番上が第74回札幌市緑の審議会次第です。次に、座席表、第19次札幌市緑の審議会委員名簿、資料1のパワーポイント説明資料、資料2の方針案イメージ、資料3のこれまでの審議と本日の審議内容、資料4の公園種類のイメージ、資料5の公園の種類ごとの整備方針「全体概要」、資料6の再整備手法をお配りしております。

ご確認の上、資料に不備がありましたらお知らせください。

本日の審議会におきましては、前回に引き続き、札幌市公園整備方針（案）についてご審議いただき、ご意見やご指摘等を賜りたいと存じます。

それでは、近藤会長、進行のほど、よろしくお願いいたします。

２．議　　事

○近藤会長　それでは、始めさせていただきます。

初めに、第74回札幌市緑の審議会の次第を見ていただけますでしょうか。

今日は、（１）で前回の審議のおさらいをします。次に、（２）で公園の種類ごとの整備方針について話し合ってください。ア、イで全体概要と、街区公園はどのように整備するかということを審議します。特に街区公園で時間をかなりとる予定ですので、ここで休憩をとります。その後、公園ごとにこのように整備したいという案についてご審議いただき、（３）で「公園のさらなる充実へ」と「運用にあたって」をご説明いただきます。

初めに、公園の整備方針案についてお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長）　【議案資料－１】審議に先立ちまして、審議スケジュールの変更と前回の審議の振り返りについてご説明いたします。

【議案資料－２】まず、審議スケジュールの変更についてご説明いたします。

【議案資料－３】前回、本方針の検討には4回の審議を予定しているとご説明いたしました。ただ、前回の審議では、検討の積み残しなく、スムーズに進められましたので、今後のパブリックコメントなどのスケジュールに余裕を持たせるため、全体の審議を圧縮し、3回の審議に変更をお願いしたいと存じます。本日は、この内容につきまして、全ての審議を終えられる見込みでありまして、次回は方針案について御議論をいただくこととさせていただきます。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【議案資料－４】続きまして、本日の審議内容についてご説明いたします。

スクリーンに映しておりますが、字が小さいですので、お配りしております資料３を併せてごらんください。

今回の方針は、過去２年間の審議の内容に新しいアイデアや詳細な実行計画などを盛り込んだものになります。そのうち、前回は、公園の配置に関する方針と公園施設に関する方針につきましてご審議いただきました。本日は、残りの公園の種類ごとの整備方針と公園機能のさらなる充実についてご審議いただきたいと思います。

【議案資料－５】次に、前回の審議の振り返りでございます。

【議案資料－６】前回は、第１章のはじめにと第２章の基本的な考えについてご審議いただきました。

第１章の「はじめに」では、札幌市の公園の現状、課題を整理し、みどりの基本計画の具体化と公園整備の考えの総合的な整理を目的といたしました公園整備方針を策定することについてご確認いただきました。

また、第２章の「基本的な考え」では、量から質への転換と選択と集中の２点を挙げました。主なご意見といたしましては、時を経て得た魅力という考え方は良いというご意見に加え、公園の枠を超えた議論にも踏み込むべきではないかというご指摘がございました。これにつきましては、そのような議論があれば、できる範疇で盛り込みたいと事務局から回答いたしました。

全体としては、事務局案を妥当とする結論をいただきました。

【議案資料－７】次に、第３章の１の公園の配置に関する方針では、昨年にご審議いただきました新規整備方針の内容に新しい要素を加える形で、新規整備、拡張、統合についてご審議いただきました。新規整備や拡張は、公園が不足している地域で人口が増加しているなど、必要性の高い場合に限ること、また、統合の検討は、その効果が高い場合に限定することなどをご確認いただきました。主なご意見として、都心の再開発の際に設置する公園は、街区公園的な公園とは質が異なるのではないかとのご指摘がございました。これに対して、そのような場合は、都市公園にこだわらず、ケース・バイ・ケースで検討するとご回答いたしました。

全体としては、事務局案を妥当とする結論をいただきました。

【議案資料－８】次に、第３章の３の公園施設に関する方針では、２年前にご審議いただきました施設に関する考えに新しい要素を加える案についてご審議いただきました。長寿命化計画の活用、公園施設の見直し、樹木の確保、バリアフリー化の中で特にご意見を頂戴したのは、利用の少ない狭小公園での施設の積極的な撤去についてです。

【議案資料－９】主なご意見をまとめました。

一つ目は、利用の少ない狭小公園での施設撤去はやむを得ない、しかし、コスト削減のためだとマイナスイメージが強い、何のために施設撤去を行うのか、どう変わるのか、積

極的に進める理由を明確にとのご意見がありました。また、現場に近い方々の合意形成や意見を十分に反映することを入れたほうがよいのではないかとのご指摘もございました。

二つ目は、利用が少ないことの判断を丁寧に、とのご意見がございました。

三つ目は、施設撤去後は、小さな赤ちゃんが歩けるような広場とするなど、コンセプトを広げてほしいというご意見がございました。

〔上田委員入室〕

【議案資料－10】これに対して、事務局といたしましては、特に利用の少ない狭小公園での施設の積極的な撤去につきましては、今後の検討事項といたしまして、今回は整備方針に記載しないことといたしたいと考えております。当初案といたしましては、狭小公園の中でも特に利用の少ない公園に限っては、遊具などの施設によって生み出される効果が少ないことから、公園施設の撤去を積極的に進め、オープンスペースに展開することで公園機能を少しでも効果的に発揮させたいという考えでございました。しかし、利用の少ないことの判断基準や撤去に関する地域への説明についての検討など、新たな方針を示すためにはさらなる検討が必要であることを認識いたしました。よって、今回の整備方針には記載しないこととし、皆様からご指摘いただきましたご意見を踏まえ、今後の検討事項といたしたいと思います。

前回の審議の振り返りは以上でございます。

実際にご意見を反映したものにつきましては次回の審議会でお示しいたします。方針素案の文章の中でご確認、ご審議をいただければと思います。

審議に当たっての説明は以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

このことについてご質問などはございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 前回のおさらいですし、特に質問がないようですので、次に移りたいと思います。

次に、第3章の公園の将来像と第4章の将来像の実現に向けた施策のうち、公園の種類ごとの整備方針についてご説明いただきたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 【議案資料－11】それでは、第3章、第4章の2の公園の種類ごとの整備方針についてご説明いたします。

【議案資料－12】まずは、全体概要といたしまして、公園の種類から確認してまいります。

札幌市では9種類の公園がございまして、それぞれ目的や標準面積などがございます。なかなかわかりづらいところですが、別紙の資料4の公園種類のイメージで写真と施設の配置図をご覧くださいことができますので、これからご審議をいただく中で参考にしてい

ただければと思います。

【議案資料－13】札幌市は、政令指定都市の中で公園数が一番多いのですが、公園種類ごとに見ると、その9割近くを街区公園が占めております。2番目に多いのが近隣公園、3番目に多いのが都市緑地です。

【議案資料－14】ここで、公園種類ごとの個別のご説明に入ります前に、本日の審議の主な内容についてご説明いたします。

【議案資料－15】公園の種類ごとの整備方針に関する主な内容は、大きく三つございます。

一つ目は、①の公園種類ごとの整備方針で、街区公園や総合公園などの種類ごと、それぞれ将来像と施策を持つものです。基本的には、この考えにより進めますが、特に現状で抱える課題を解決する施策として重要な考え方が②と③になります。

②は、街区公園が密集している地域に対し、街区公園の機能分担を図り、機能特化公園と地域の核となる公園を選択するという方針でございます。そして、③は、街区公園などが不足している地域などに対しまして、公園の種類の枠を超えて不足を補って運用する、つまり補完するという考え方の導入です。

【議案資料－16】この②と③については本日の目玉となる考え方ですので、概要についてもう少しご説明したいと思います。

まず、②ですが、街区公園の中で機能分担と選択と集中を図ります。

一つ目は、機能特化公園です。

これは、2年前の機能分担の審議の中でご説明いたしましたもので、遊具などを撤去し、公園機能を絞った整備をする狭小公園のことです。これを機能特化公園と呼ぶことといたしました。2年前との違いは名前の変更だけです。

次に、地域の核となる公園ですが、昨年度の審議では、1,000平方メートル以上の公園は全て地域の核となる公園でした。ここに、機能分担及び選択と集中の考えを取り入れ、対象を絞ろうというのが今回の提案でございます。

〔下村委員入室〕

【議案資料－17】実例を見ていきたいと思います。

これは、手稲区のJR線より南側の本町・富丘辺りの街区公園が密集している地域です。街区公園から各公園の誘致圏の250メートルの円を描いた図ですが、このエリアの中には公園が38もあり、たくさんの円が発生し、非常に密集しております。ここには機能の重複や利用の少ない公園があるという課題が生じております。

【議案資料－18】そこで、街区公園の中で機能分担を図ります。

まずは、1,000平方メートル以上の公園の中から、地域利用の中心となる公園として、地域の核となる公園を選択いたします。このケースでは、38公園の中から8公園が選択され

ました。

【議案資料－19】次に、狭小公園の中から機能特化公園を選択いたします。機能特化公園は、遊具などを撤去し、機能を絞り、新しい利用を生みます。このケースでは、38公園のうち、10公園が機能特化公園と想定されます。青色で塗り潰した公園が機能特化公園です。

以上が街区公園の機能分担の主な説明ですが、詳しくは後ほど改めてご説明いたします。

【議案資料－20】次に、公園の種類の枠を超えた運用、補完の実例です。

これは西区の実例で、発寒、琴似のあたりのところとして、地域に必要な機能を有する街区公園が不足している地域であります。その誘致圏を示す青色の円に覆われていない箇所が多く見られます。

これまでの考えですと、青色の円に塗り潰すため、街区公園を造るところでしたが、一方で、この箇所には、近隣公園や都市緑地など、ほかの種類の公園がございます。

【議案資料－21】各公園種類には、基本的な位置付けとして誘致圏を持っております。昨年度の審議会では、街区公園以外の近隣公園や総合公園などの公園の中に遊具や広場などの街区公園の機能を持っている部分があり、これを「みなし」として、街区公園の誘致圏として考えることができるという新しい捉え方についてご審議いただきました。

【議案資料－22】この考えによって、街区公園ではない公園から「みなし」の誘致圏を発生させれば、この地域には地域に必要な機能が満たされていると捉えることができます。

以上が③の公園の種類の枠を超えた運用の主な内容ですが、これについては後半に詳しくご説明いたします。

【議案資料－23】以上、公園の種類ごとの整備方針の全体概要を表したものがこちらの図です。この図は、別紙の資料5として配付しております。

ここからは公園種類の審議に入りますが、前半は街区公園に絞ってご審議をいただきます。

引き続き説明いたします。

【議案資料－24】それでは、街区公園の整備方針についてご説明いたします。

【議案資料－25】まず、街区公園の位置付けと現状です。

街区公園とは、主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置される公園でございます。誘致圏は半径250メートル、標準面積は2,500平方メートルです。現在、札幌市には2,395カ所あり、公園全体の約9割を占めております。なお、このうち、1,000平方メートル未満の狭小公園が約6割を占めております。また、街区公園は、かつて、児童公園との位置付けだったため、小さな公園でも遊具を主体とした公園が多く存在しております。

【議案資料－26】こちらは、標準的な大きさの街区公園です。大型ではございませんが、広場や築山も設置されております。

【議案資料－27】左の公園は標準面積の2倍ぐらいある公園ですが、やや広めの多目的広場が設置されております。これに対しまして、右の公園は狭小公園の中でも小さいほう

となります。

【議案資料－28】こういった狭小公園の中には機能の重複した公園が密集しているものもございます。

【議案資料－29】続きまして、こういった現状などを踏まえた街区公園の将来像について、3点ご説明いたします。

【議案資料－30】将来像の一つ目は、1,000平方メートル以上の公園には、環境保全、景観形成、コミュニティ形成など、地域に必要な公園が一通り備わっているということです。昨年度にご審議いただきましたとおり、1,000平方メートル以上の公園であれば、一定の機能を有することができます。

【議案資料－31】将来像の二つ目は、近接する公園で機能分担が図られており、利用目的により公園を選ぶことができるというものです。

将来像の三つ目は、公園の規模などに応じて整備にかかる費用などにメリハリがついているというものです。

【議案資料－32】続きまして、施策についてのご説明をいたします前に施策を講じるために必要な二つの基本指標についてご説明いたします。

一つ目は公園面積、二つ目は周辺の公園の少なさを誘致圏重複率で表したものです。

【議案資料－33】一つ目の基本指標は、公園の面積でございます。

公園は、その面積により設置できる機能や施設の量が変わります。昨年度の審議では、地域に必要な公園機能を最低限確保できる面積はおおむね1,000平方メートル以上であると整理いただきました。そこで、公園の面積の大小を指標とし、さらに、1,000平方メートルを境に二つの考え方に分けます。

【議案資料－34】二つ目の基本指標は、周辺の公園の少なさです。

周辺の公園の規模や配置などによりまして公園の重要度は変わり、利用数などに影響すると考えられます。例えば、灰色で示したような同じ面積の公園が二つあった場合、左側の公園はより大きな公園に取り囲まれ、誘致圏がこれらの公園の誘致圏と重複しています。このような配置状況の場合、灰色の公園の利用数や地域の重要性は下がると考えられます。

対して、右側の灰色の公園は、周辺により大きな公園がない、もしくは、少ない状況でありますので、この公園の利用数や重要性は高くなります。

この周辺の公園の少なさを誘致圏重複率という言葉に置きかえ、二つ目の指標といたします。

【議案資料－35】以上の二つの基本指標を用い、施策を展開いたします。

【議案資料－36】街区公園の中で「機能分担」と「選択と集中」を図り、機能特化公園と地域の核となる公園を選択いたします。その選択に当たっては、先ほどの面積と周辺の公園の少なさの二つの基本指標を用います。図に示しますように、機能特化公園は面積がおおむね1,000平方メートル未満で、周辺の公園が多い公園が選択されます。反対に、地域の核となる公園は、面積がおおむね1,000平方メートル以上で、周辺の公園が少ない公園が

選択されます。

【議案資料－37】近接する公園で機能分担を行うイメージです。

機能特化公園は、遊具を撤去し、新たな機能に特化することで新たな利用を生みます。また、地域の核となる公園は、地域ニーズを反映させ、地域の利用の中心となる公園へ機能再編いたします。

【議案資料－38】それではまず、機能特化公園についてご説明いたします。

冒頭でもお話ししましたとおり、2年前の審議におきまして、公園機能を絞った整備をする公園のことです。核となる公園の誘致圏内にある1,000平方メートル未満の狭小公園は、公園機能を絞った整備といたします。

【議案資料－39】機能特化公園は、地域の核となる公園と一体で、ワークショップなどを用いて整備を検討し、安らぎ、ダスト広場、幼児用遊具広場、乳幼児広場など、地域のニーズに合わせ、さまざまなコンセプトに応じた機能に特化いたします。

【議案資料－40】続きまして、地域の核となる公園でございますが、これは、地域利用の中心となる公園といたしまして、地域のニーズに応じた多面的機能を積極的に確保する公園になります。

【議案資料－41】この地域の核となる公園は、昨年度までの審議では、1,000平方メートル以上の街区公園は全て核となる公園でしたが、今回、1,000平方メートル以上の公園の中でも、周辺に公園が少ないなど、地域における重要度が高い公園を対象を絞ります。

イメージで色付けしておりますが、赤色が地域の核となる公園、緑色がそうならない公園です。具体的には、面積が1,000平方メートル以上の公園のうち、周辺に公園がない、あるいは、少ない公園などを地域の核となる公園といたします。なお、面積と周辺の状況の基本指標のほか、道路や鉄道などの分断要素や立地状況などについても加味することを検討いたします。

【議案資料－42】地域の核となる公園では、機能再編を行う場合、ワークショップなどを用いて検討を行い、全面再整備を中心に進めてまいります。下の写真は、全面再整備の例ですが、地域のニーズを捉え、このような整備ができます。

このほか、地域の中心となる公園ですので、コンビネーション遊具やシェルターなど、一定程度の費用を要する施設の設置を可能といたします。

【議案資料－43】先ほどにも出しました手稲区の密集した地域の実例です。

地域の核となる公園に比較的大きな公園が選ばれ、その誘致圏は大きな重複なく、地域全体をおよそカバーいたします。なお、その次に説明いたしました公園の種類の枠を超えた運用によりまして、近隣公園などの規模の大きい公園が地域の核となる公園を代替いたします。

【議案資料－44】実例をもう一つお示しします。

こちらは、公園の数が標準的な白石区の菊水から東札幌についての事例です。1,000平方メートル以上の公園のほとんどが地域の核となる公園に選ばれています。先ほどの地域よ

りも公園の総量は少ないですが、地域の核となる公園に選ばれる量としては先ほどと同じような密度となります。

【議案資料－45】 それでは、街区公園のまとめです。

街区公園は、数が多く、その中でも狭小公園が多いため、街区公園の中で機能分担と選択と集中を図り、地域の核となる公園と機能特化公園を選定いたします。地域の核となる公園は、面積が1,000平方メートル以上の公園のうち、周辺の公園が少ないものなどを選びます。地域利用の中心となる公園では地域ニーズに応じた機能を確保いたします。

次に、機能特化公園は、面積が1,000平方メートル未満の狭小公園のうち、核となる公園の誘致圏内にあるものが該当します。機能を特化し、新たな利用を生み出しながら施設の低減も行います。選定される数は、想定として、地域となる公園は、597カ所で、街区公園の25%、機能特化公園は、531カ所で、街区公園の22%となる見込みです。

以上が街区公園についての説明でした。

冒頭のほかの内容は後半にご審議いただきますので、これを除きました街区公園の内容に絞った形での審議をお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

ボリュームがあつたので、なかなかわかりにくかったですし、難しかったと思うのですが、要はこの表なのです。

街区公園については、今までご審議いただきましたけれども、その街区公園を大きく三つに分けようということです。地域の核となる公園と機能特化公園、それ以外の公園はその他の街区公園とするということです。

地域の核となる公園は、面積が大きく、周辺の公園が少ないもの、機能特化公園は、面積が小さく、周辺に公園がたくさんあるようなものです。このように、面積と周りの公園の多い少ないで二つに分けていき、これに当てはまらないものはその他の公園として、現状のままとするということです。その中身を非常に丁寧に説明していただきましたが、まとめれば、この表のとおりです。

全体の大きな方針についてのご意見やご質問、また、今までスライドをたくさん見ていただきましたけれども、その中でわかりにくかったところのご質問などがありましたら、お願いいたします。

○三上委員 技術的なことについてです。

誘致圏重複率がポイントになるのかと思いますが、これはどうやって計算するのかを教えてください。

○事務局（西川みどりの推進課長） 誘致圏を書く中でどの程度重複しているかについて、GISなどで機械的に計算いたします。

○三上委員 例えば、最後の表で想定公園数が50%とありましたね。これは、ある公園の誘致圏がよその公園と一箇所でも被っていれば、誘致圏が重複していると考えられるのですか。それとも、重なっている数が増えると誘致圏重複率が変わるのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 図の網かけの部分がどれだけあるかです。

○山田委員 この図では、薄いグレーの部分を除いた斜線の部分となると、かなり重複率は高そうですね。80%とかになるイメージですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） そうです。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○椎野副会長 二つございます。

一つ目は、話を戻して大変恐縮ですが、前回の審議のご説明の中にありました資料3の文言で、平成27年度審議、真ん中の前回審議という項目の一番上に狭小公園でも特に利用の少ない公園等では積極的に施設の撤去を進めるという記述がございます。ただ、前回の審議会では、積極的に撤去を進めるという表現は改めたほうがいいのではないかという議論があったような気がするのです。

そこで、積極的に撤去を進めるという文言が今回議論していただいている札幌市公園整備方針の中に盛り込まれるのか、それとも、触れないのか、今後のニーズが見込めないことを確認した上で撤去を進めるというような表現に改めるなど、整備方針での記載がどうなるのかについてお尋ねしたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 冒頭の振り返りの中でご説明いたしましたが、積極的な撤去につきましては、今後の検討事項といたしまして、今回の整備方針には載せないことといたしました。資料3には載っておりますけれども、それはご審議いただいた事実を掲載しているだけでありまして、色々ご意見を賜った結果、内部で検討し、整理することが多いと判断し、今回は記載しないことといたしました。

○近藤会長 （議案資料-10）で説明がありましたのが、このようにするとのことですよ。

○椎野副会長 もう一つは、（議案資料-45）です。

下の表では、地域の核となる公園と機能特化公園とその他の街区公園の3分類にするというご提案でしたね。工事が終わってから30年以上が経過するものもたくさんある中、限られた予算をどのように改修に使っていくかを考えると、この中で優先順位をつけるという意味なのではないでしょうか。つまり、地域の核となる公園に手厚く整備をしていくというお考えなのか、それとも、あくまでも並列の考えで、状況を見てどこかを改修していくかについて年次計画で決めていくのか、分類の優先付けについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 後半のご説明になりますが、地域の核となる公園あるいは機能特化公園については全面再整備を検討しておりまして、その他の街区公園は施設の更新としております。

ただ、全面再整備といっても、年間に地域の核となる公園の二十数公園くらいかできず、30年たっても、せいぜい600か700ぐらいの整備となります。ですから、地域の核となる公園の全面再整備はこのぐらいしか実施が難しいと考えております。

○近藤会長 想定箇所は597と書いてあるのに、25というのはどういうことですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 1年間の整備数です。

○近藤会長 たくさんありまして、これは1年では当然できないと思いますが、大体何年ぐらいでやろうとしているのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 30年ぐらいかかるだろうと想定しておりまして、そのような年数で考えた場合、このような上限になりますし、30年と見通して、計画的に予算を確保していかなければならないということがあります。

○椎野副会長 ということは、各年度でそれぞれ部分的な改修や全面再整備を進めるということで、来年度は地域の核となる公園だけをやるのではないという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 機能特化公園は施設数が少なくなりますので、地域の核となる公園とのセットで実施しないと地域合意はなかなか得られないのかと思いますので、うまく組み合わせて進めていきたいと考えております。

○近藤会長 毎年、予算の中で三つの公園の分け方を見直しながらやっていくということですね。

ほかにございませんか。

○久保田委員 質問ですが、重複率の高さで優先付けをするという考え方はとてもシンプルでわかりやすいと思いますが、重複率だけで判断してしまっても大丈夫かなという不安があるのです。というのは、仮に重複していたとしても、近隣の公園全てが狭小公園であって、ある程度の利用率がある場合など、いろいろとあるかと思うのですが、ニーズを優先付けの判断の中でどういうふうに見極めていけるのでしょうか。

もう一つは、（議案資料－37）や（議案資料－39）に、ワークショップなどで近隣の方々の意見を反映し、機能を絞っていくということが書かれておりますが、住民の方に今どんな機能が欲しいのかというふうにして決めていかれるのでしょうか、それとも、選択肢があって、その中から選ぶのか、あるいは、ここは幼児向けの機能が優先されるなど、施策として選択肢を提示していかれるのか、進め方のイメージが湧かないので、教えていただければと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 地域の核となる公園の選択についてでございますが、面積重複率だけではなく、分断要素、立地条件、周辺環境、利用状況、その他を考慮する方向で検討しております。ですから、一概に面積や重複率だけで決めるものではございません。

また、ワークショップについてですが、まっさらでいくわけではなく、たたき台を持っていきます。ただ、あくまでも地域の方々の要望に即していないと、できた後に地域の方々が困ってしまいますので、意見をよく酌み、できないを考えながらやっていきたいと考えております。

○久保田委員 例えば、（議案資料－37）だと、例として、安らぎの空間、アスファルト広場、幼児向け公園などとあるのですけれども、提案する内容はどのように決められるの

でしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 周辺状況などを見ていきます。例えば、現在、お子さんの数が多い少ないなども検討要素になりますけれども、ニーズを見て、どのようなものが良いかを検討していくことになるかと思います。

○近藤会長 久保田委員が言われているのは、安らぎの空間やアスファルト広場、幼児向け公園の絵が思い浮かばないということですか。

○久保田委員 いえ、一つの公園に対して整備方針を考えると、アスファルト広場を提案するのか、幼児向けの公園を提案するのかなど、どうやって選択するのかのイメージが湧かなかったのです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 住民からアンケートなどをとりますので、それらをヒントにしながら、ここの地域にはどのような公園がふさわしいのかを聞き取り、造っていくことになろうかと思います。

○近藤会長 ほかにいかがでしょうか。

○上田委員 今までのお二方の質問とほとんど一緒ですけれども、（議案資料－39）についてです。

地域の核となる公園と機能特化公園をセットにし、ワークショップ等を用いてとあるのですが、理屈的には三つをセットで考えないとおかしい気がするのです。

なぜかといいますと、先ほど椎野副会長からありましたように、結局、優先順位のランク分けがありながら、地域の核となる公園と機能特化公園の両方には予算が必要で、真ん中だけが現状維持だからです。つまり、上と下にはお金がかかり、真ん中はお金がかからないのです。そうすると、地域住民の心情としては、下にお金をかけるぐらいなら、真ん中にお金をかけてほしい、どうせワークショップをやるなら、狭小公園ではなく、真ん中をちょっとでも変えてほしいとなってくると思うのです。

どれを地域の核となる公園にするかでも同様に、ワークショップでどこを核にするかについて意見を聞く必要が出てくると思いますので、三つを一体にしていくことはできないでしょうか。つまり、上と下に予算をかけるのは変なのではないか、下にかかるぐらいなら真ん中にかけたほうがという意見が出てくるのではないかという意味です。

○事務局（西川みどりの推進課長） 公園が密集している地域に三つの公園があれば、そのような考え方も出てくるのかと思います。ただ、最もお金がかかるのは地域の核となる公園ですが、機能特化公園では施設を撤去しつつ、新たな利用を生むような施設となりますので、むしろ、更新にお金がかからないのではないかと考えられます。

○三上委員 ここでやっている誘致圏重複率の基準では、機能特化公園には入らない街区公園で、従来の機能を維持していく公園と市の計画ではなるのですけれども、地域の方からすごく強い要望があり、今までどおり、遊具や広場を中心とした公園ではないほうがいいのだというまとまった意見が出てきて、機能特化公園にしてほしいという要望があった際、機能特化公園を適用する可能性はあると考えていいのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 面積や周囲の状況にもよりますが、その他の街区公園となった場合でも、施設をとって下さいという要望があれば、お応えすることはあるかもしれません。

○三上委員 それは単純に費用をかけなくていいという話ではなく、事前に定められたメニューの中で積極的にこういうふう整備してほしいとなると思うのですけれども、それについては応える可能性があるということですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 地域の核となる公園のように複合遊具を置くことはできませんけれども、いろいろな要望の中で応えられるものについてはお応えしていくことになると思います。

○近藤会長 要は、（議案資料－45）です。

わかりにくいところもあるかと思いますが、こちらを再度ご確認いただき、ご意見をいただければと思います。

○小篠委員 確認です。

（議案資料－30）で街区公園が持たなければいけない機能には五つあると言っていますが、どの機能も札幌市が今お持ちの街区公園全てで担保されているのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 持たなければならない機能と考えていますけれども、全ての公園では担保されておりません。

○小篠委員 ですから、これは目的になるわけですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 1,000平方メートル以上の公園では必要な機能が備わっているべきだと考えておりまして、目標になると思います。狭小公園につきましては、面積のこともありますので、この五つの機能が備わっていることはなかなかないのかなと思っております。

○小篠委員 そういう目標を達成するため、選択と集中ということで、今日お話になっているような三つの場合分けをして整備していこうということですね。ですから、地域住民がどうだこうだということもあるかもしれませんが、札幌市の方針として、こういうものを充実させるということが大前提にあるわけですね。その中で、コミュニティー形成やレクリエーションという話であれば、ユーザーの話を聞こうという位置付けですよ。

○事務局（西川みどりの推進課長） そうです。1,000平方メートルの公園では五つの機能をなるべく備えたいと考えております。しかし、狭小公園では五つ全ての機能を確保するのは難しいので、住民の方々が何をお望みになるのか、コミュニティー機能だけをお望みで、広場にする場合もありますし、レクリエーション機能を望み、遊具を置く場合もあるでしょう。このように、どういった選択をされるのかについて地域の皆さんとご相談しながら機能分担をしていきたいということです。

○小篠委員 ですから、ステレオタイプの街区公園の整備はやめようと言い換えてもいいのですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 機能特化公園についてはそのようになります。

○近藤会長 ほかにございませんか。

（議案資料－45）をもう一度出してください。これが筋となります。

もしないようでしたら、これをお認めいただいてもよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 色々ご質問をいただきましたけれども、この方針については了承されました。

若干早いですけれども、ここで休憩をとりたいと思います。

10時30分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔 休 憩 〕

○近藤会長 再開いたします。

次に、近隣公園以降の街区公園の方針についての説明をお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 【議案資料－46】街区公園以外の種類の考え方についてご説明いたします。

最初に、近隣公園の整備方針です。

【議案資料－47】近隣公園の位置付けと現状についてです。

近隣公園とは、主に近隣住民を対象とした標準的な施設が配置される公園であり、その誘致圏は半径500メートル、標準規模は2万平方メートルで、札幌市には145カ所ございます。

【議案資料－48】近隣公園は、無料の多目的広場や運動施設を有するものが多いのが特徴です。誘致圏500メートル以内の方々が利用することを想定しているため、駐車場はございません。

【議案資料－49】次に、将来像と施策についてです。

将来像の一つ目は、地域に必要な公園機能が一通りあるというものです。地域に必要な機能というのは、先ほどの街区公園の機能と同じでございます。多くの近隣公園にはこれらの機能が設置されていると考えますが、不足している場合には設置することを検討いたします。

【議案資料－50】将来像の二つ目は、街区公園よりも幅広い利用目的に対応していることです。

将来像の三つ目は、徒歩圏で利用の多い公園であり、特に小学生にとっては校区内における中心的な公園となっているものです。小学生たちは、校区内で幅広く行動することが多いようです。近隣公園の誘致圏は500メートルですが、それを超えた利用も想定します。

【議案資料－51】この二つの将来像を実現するため、近隣公園における重要な施設を設定いたします。

重要な施設の一つ目は、近隣公園の広い面積を生かした施設であり、大型の広場や冬の遊びができるスキー山などとなります。

【議案資料－52】重要な施設の二つ目は、街区公園よりも対象年齢が幅広い遊具です。行動範囲の広い少し大きな児童が集まって楽しめる遊具が近隣公園には重要な施設と考えられます。ただし、近隣公園は駐車場のない地域の公園でございます。遊具などについては想定以上の範囲からの利用があるような大規模なものとならないよう注意することが必要となります。

近隣公園については以上でございます。

【議案資料－53】続きまして、地区公園の整備方針についてです。

【議案資料－54】まず、地区公園の位置付けと現状です。

地区公園とは、徒歩圏の住民を対象としたものであり、その誘致圏は半径1キロメートル、標準規模は4万平方メートルで、札幌市には26カ所ございます。地区公園に特徴的な施設として、有料の運動施設やこの利用に対応する駐車場などが挙げられます。

【議案資料－55】地区公園の特徴の一つが公園ごとに個性を持っていることです。例えば、遊具や広場が主体の公園や樹林が大部分を覆っている公園があるなど、さまざまな個性がございます。

【議案資料－56】次に、将来像と施策についてです。

将来像の一つ目は、近隣公園と同様、地域に必要な公園機能が一通りあることです。不足している場合は、近隣公園と同様、設置を検討いたします。

【議案資料－57】将来像の二つ目は、街区公園や近隣公園よりも幅広い利用目的に対応していることです。施策といたしましては、街区公園や近隣公園にはない施設や機能の設置を検討いたします。例えば、近隣公園よりも大きな芝生広場や長い距離を歩くことができる周回園路などがこれに当たります。新しく施設を追加できる時にはこういった施設が重要となりますが、その時には、地区公園が地域の公園であることを考慮し、全市民が利用する有料運動施設などよりも徒歩圏の住民が利用する施設等を優先させます。

【議案資料－58】将来像の三つ目は、地区公園が持つ現在の特徴や個性が生かされていることです。再整備の時には、特徴や個性を踏まえた上で施設や機能を検討することが重要です。例えば、樹林が多い公園であれば、樹林を生かした整備を考えるべきであり、利用人数を増やそうと、樹林を大きく切り開いて遊具を置くことはいたしません。

地区公園の整備方針は以上でございます。

【議案資料－59】続きまして、総合公園と運動公園の整備方針についてです。

【議案資料－60】まず、位置付けと現状についてです。

街区公園、近隣公園、地区公園が地域の公園であったのに対し、総合公園と運動公園は市民全体の利用を想定しております。総合公園は、休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に、市民が総合的に利用する公園であり、運動公園は、野球場やテニスコート、プールなどの運動施設が設置されているものであり、標準的な大きさは、10万平方メートル以上と、大

規模なものです。

公園数は、運動公園が4カ所、総合公園は現在10カ所でございますが、造成中の厚別山本公園が供用開始いたしますと11カ所となります。

【議案資料－61】総合公園、運動公園は、各区に配置されており、それぞれが豊かな個性を持っております。

【議案資料－62】次に、将来像、施策についてです。

将来像の一つ目は、多くの市民や観光客などが訪れる公園としてその魅力を維持していることです。

将来像の二つ目は、それぞれの公園の持つコンセプトや時を経て得た魅力のような今ある魅力などを尊重いたします。

施策は、将来像を達成できるよう、それぞれのコンセプトなどに基づき、魅力を維持できるような再整備を進めることとしております。

総合公園、運動公園については以上でございます。

【議案資料－63】続きまして、都市緑地の整備方針についてです。

【議案資料－64】まず、都市緑地の位置付けと現状についてです。

都市緑地は、都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられるものです。標準規模は1,000平方メートル以上とされておりますが、大きいものから小さいものまで、様々であるほか、性質も、まちの中にある小さな緑から河川敷の大規模な緑地、さらには森林まで、多種多様となっております。

【議案資料－65】また、遊具や運動施設など、様々な機能が付加されているものが多いのが特徴ですが、この点につきましては、後ほど、都市緑地の補完の考え方のところで改めてご説明いたします。

【議案資料－66】次に、都市緑地の将来像と施策についてです。

将来像は、緑を保全する一方、公園ごと、規模や状況などに応じた様々な形態となっていることです。施策は、都市緑地が他の公園種類の性質や規模に近い場合には、その公園種類の施策を適用することとします。

例としまして、新川見はるかす緑地を挙げました。ここは、規模や施設の状況から、街区公園の性質に近いと捉え、街区公園の施策を適用します。例えば、街区公園の施策である機能分担を適用させ、地域の核となる公園の扱いとし、再整備は地域のニーズを取り入れた機能再編を行えるようにします。

これまで、都市緑地は、その性質の多様さのため、整備の考え方をなかなか定めることができませんでしたが、この施策を用いて、その公園ごとに適切な方針を適用することといたします。

都市緑地については以上でございます。

【議案資料－68】続きまして、特殊公園、緩衝緑地、緑道についてです。

【議案資料－69】まず、位置付けと現状についてです。

特殊公園は、自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむためのもので、13カ所ございます。名前のとおり、公園それぞれに特殊性がございます。大通公園、旭山記念公園、西岡公園などがこれに当たります。

緩衝緑地は、住居地と工業地帯などを分離することが必要な場所に設けられる公園で、札幌市では、小樽市との境界にございます星観緑地のみでございます。

緑道は、避難路の確保や歩行者などが歩いて通行するための帯状の緑地で、7カ所ございます。

【議案資料－70】これらの公園種類は、特殊性が強いことから、それぞれの位置付けや状況に応じた整備がなされていることが望ましいと考え、取りまとめて整備方針を持つのではなく、個別の公園ごとに整備内容を検討することといたします。

公園の種類ごとの説明は以上でございます。

【議案資料－71】続きまして、施策を実際に進めるために用いる再整備手法について、各公園を取りまとめてご説明いたします。

まず初めに、再整備の手法について説明した資料を資料6として配付しておりますので、そちらをご覧ください。この内容はスライドにも映しておりますが、字が小さいので、お手元の資料6をご参照ください。

再整備の手法を全面再整備、部分再整備、施設更新の三つに分けております。

全面再整備と部分再整備は、老朽化施設の取りかえに加え、施設の機能や配置を大きく変える機能再編も併せて行うものです。

全面再整備は、公園全体を見直すため、整備に必要な費用などは決して小さいものではありませんが、大きく機能再編を行うことができます。部分再整備は、使われていない施設などを中心に部分的に機能を再編するものです。施設更新は、古いものを新しいものに交換するものですが、必要に応じて遊具の種類を変えるなど、多少の変化をつけることができます。

それでは、資料1に戻ります。

【議案資料－72】再整備要手法の方針といたしまして、公園に機能再編が必要な場合は面的な整備、つまり全面再整備か部分再整備を実施いたします。その際、ワークショップなどによって地域のニーズを取り入れながら検討を進めます。機能再編を行わない場合は、施設更新により整備することといたします。

【議案資料－73】基本的な再整備手法を公園種類ごとに表にまとめました。

大きな特徴が2点ございます。

1点目は、総合公園、運動公園、地区公園につきましては、現在ある魅力や特徴、コンセプトなどを生かすため、今後、全面再整備は実施しない考えです。

2点目は、街区公園につきましては、地域の核となる公園と機能特化公園は、機能再編を行う必要がございますので、全面再整備を中心に実施いたします。また、近隣公園も地域の核となる公園に位置付けられるので、全面再整備を実施いたします。

再整備手法の方針を以上のように整理いたしました。

【議案資料－74】最後に、冒頭に触れました公園種類間の運用についてです。

【議案資料－75】基本的な位置付けとして、公園種類ごとに担うべき本来の役割がございます。例えば、総合公園、運動公園につきましては、都市基幹公園として市民全体の利用を想定している公園でございますし、都市緑地は自然環境の保全や景観の向上が本来の役割でございます。

【議案資料－76】この本来の役割を前提とした上で地域の必要な公園機能を確保するため、公園種類の間で柔軟な活用がなされていることが公園種類間の将来像となります。

例えば、近隣公園が不足している地域に大きな都市緑地があった場合、都市緑地の本来の役割である自然環境の保全を確保しつつも、そこに近隣公園の機能を補完して、大きなスキー山を設置するなど、柔軟に運用していきます。

【議案資料－77】施策といたしましては、規模の大きな公園は小さな公園の機能を補完できるものとします。

図の矢印が補完できる方向を表しておりまして、例えば、一番左の一番下の矢印であれば、近隣公園は街区公園の機能を補完できます。また、近隣公園や街区公園など、身近な公園が不足する地域に都市緑地があった場合、その都市緑地に近隣公園や街区公園の機能を付加することにより身近な機能を補完することができます。

【議案資料－78】具体例を二つご紹介いたします。

まず、総合公園による街区公園の補完です。

この地域では、図の青色の街区公園の誘致圏に覆われていない部分がありますが、総合公園である円山公園の数カ所に遊具広場がありますので、これがこの地域の街区公園機能を補完していると考えられます。

【議案資料－79】次に、都市緑地による街区公園の補完です。

地域に街区公園の機能が少ない場合は、都市緑地にその機能を、例えば遊具などを新たに付加し、補完することができます。逆に、地域に街区公園の機能が充足している場合は、都市緑地本来の役割である自然環境の保全を考慮し、見直しを検討いたします。

【議案資料－80】例えば、昔、ある都市緑地が造成された当時は、周辺に街区公園がないため、遊具などを付加した経緯があった場合でも、その後、街区公園が周辺に造成され、現在は地域に遊具が充実しているのであれば、都市緑地については、遊具を撤去し、遊具から緑へと機能を転換することも可能となります。

このように、様々な事例が想定されますが、公園の種類の枠を超え、柔軟に活用していくこととします。

【議案資料－81】まとめです。

説明の初めに、公園種類ごとに将来像と施策を位置付けました。近隣公園は、徒歩圏で利用の多い公園となるよう、広さを生かした施設を設置いたします。地区公園は、各公園の持つ個性を生かしつつ、近隣公園よりも大きい施設を生かした施設を設置いたします。

総合公園と運動公園は、現状のコンセプトと魅力を維持できるような整備を引き続き実施してまいります。都市緑地は、多種多様な形態に合わせるため、公園ごと、規模や状況に応じた整備を行います。

そして、施策の実施のため、全面再整備、部分再整備、施設更新の中から各種類に適した再整備手法を示しました。

さらに、公園種類ごとに柔軟な活用をするものとし、補完の考えを取り入れました。

以上で説明を終わります。

○近藤会長 ありがとうございました。

ここでも、（議案資料－81）に要約されるかと思います。

前半で話し合いましたのは街区公園で、主に子どもが遊ぶものでしたが、このほかにもいろいろと種類がありまして、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園などについてお話をいただきました。

簡単にまとめますと、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園の整備方針についてお話しいただき、もう一つのポイントは、それぞれの公園が互いに機能を補完し合うということです。近隣公園は街区公園を補完機能があれば補完する、地区公園に近隣公園の機能があれば補完する、都市緑地に近隣公園や街区公園の機能があれば補完するということです。

もう一つは、整備方針について、全面的にやるのか、部分的にやるのか、施設を更新するのか、公園や状況に応じて明確にするとのことでした。

スライドが多く、盛りだくさんでしたが、思いついたことでも結構ですので、ご質問やご意見があればお願いいたします。

○山田委員 質問です。

札幌市には多種多様な公園があり、大きな面積を持っていると思いますが、土地の所有について、札幌市以外が持っているものを教えていただければと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 札幌市が持っているほか、国あるいは北海道から土地をお借りしていたり、河川を占用していたり、色々とあります。

例えば、豊平川緑地は、豊平川河川敷の占用となりますし、大通公園は道路との兼用となります。

○山田委員 整備方針において公園整備や管理について変更が出る場合、地権者に説明なさるということですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 現在の公園に何かをする場合は、当然、地権者の了承は要るかと思います。

○近藤会長 ここで大事だと思うのは、各公園間で補完できるものは補完するという考え方でして、これについて皆様からご意見をお聞きしたいと思います。個人的には、できるのだったらそうしたほうがいいだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○小篠委員 街区公園とまるっきり違う話があると思うのです。

会長が言われるように、補完できることがあればするというのは基本的にはよろしいと思うのですが、お聞きしたいのは、近隣公園から上のクラスになってきたとき、利用の規則がまちまちになっているのではないのでしょうか。公園と名前がついたら、同じような利用をするということが定められているのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 条例上、総合公園と街区公園で利用上の決め事が違うということはありません。ただ、公園ごとに、ある施設によっては使い方の違いはあるかもしれません。

○小篠委員 特に特殊公園についてです。

先ほどお話が出ましたが、大通公園は違う使われ方を許可していますよね。公園といっても、イベントで使うこともあり、非常に特殊な使い方ですね。

前回の審議会で私が発言したのはそういうところとも関係するのですが、このクラスになると、十把一絡げで公園と言えない利用の仕方が場所に応じて出てくるのです。そういったものについて機能を補完する場合、いわゆる公園目線で見たときの機能補完と言うのはいいのだけれども、大きくなればなるほど公園に特徴が出てくるので、整備を考える時、そういう特殊事情をどう組み込むのかが気になります。

○事務局（西川みどりの推進課長） 今回、補完で考えているのは、近隣公園や街区公園が足りない地区について、もっと大きな公園を使って補完しようということです。委員がおっしゃるとおり、大通公園の使われ方はほかではなかなかありません。しかし、地域で集まる公園がない場合、今までだと街区公園を造ろうということでしたが、そうではなく、大きな公園で補完できるものがあればそのようにしようということとして、大通公園とは話が変わってくるかと思います。

○小篠委員 大通公園の事例を出したのはわかりやすいからですが、例えば、近隣公園について、先ほどは緑ヶ丘の公園が事例として出ていましたけれども、あそこの地域の運動会やお祭りのほか、小学校の運動会に使用するなど、非常に特殊な使われ方をしています。これからもそうした色々なニーズが出てくる可能性があるので、割と柔軟に考えていくという方針なのか、条例を作ったら、それでがっちと押さえていくのか、それはどうなのでしょう。

○事務局（西川みどりの推進課長） 緑ヶ丘公園の多目的広場につきましては、まさに多目的に使われておりまして、そのような目的で造った広場ではそのような使われ方もあるのかと思います。

ほかのところでも運動会や少年野球で使われるところもありますので、その目的によって使われ方は変わってくるのかと思います。

○小篠委員 現状の使い方は維持しましょうということですが、ニーズが変わったとき、新しい利用のされ方も含めて検討されますか。街区公園では機能を変えていくという話をされていましたよね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 基本的には、街区公園や近隣公園の機能を確保しつ

つ、需要があった場合は、近隣の方々とご相談するほか、公園の条例や規則などを見て、新しい使い方を検討していくことになるかと思います。

○近藤会長 僕の理解では、緑ヶ丘公園では、遊具コーナーというエリアがあり、それは街区公園と同じ使われ方だから、近隣公園の枠の中にあるのだけれども、街区公園とみなしてやっていきたいと思いますということだと思っていますのです。

○小篠委員 ですから、私の意見というのはちょっとずれていて、街区公園をどうしようという議論から外れているのですが、近隣公園あるいは大きな公園の利用について、ニーズに応じてフレキシブルにしたほうが良いのではないかという意見です。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○新海委員 小篠委員の意見と被るかもしれませんが、（議案資料－49）についてです。

先ほどもありましたが、地域に必要な公園機能が前提としてあるわけではなく、ニーズを酌み取っていくということでした。これには、機能の補完というより、公園の全体的なニーズ調査という考え方があるということではないのでしょうか。基本的な公園機能としてこの五つがあり、その中からその地域に必要なものが選ばれるということをして市で把握し、公園を整備しますという流れなのかと受け取ったのです。

ただ、こういう流れだと、これを整備しなければならないと捉えられてしまう可能性があるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 近隣公園については、環境保全や景観形成、コミュニティ形成、レクリエーション、防災の五つを示しております。それらの機能を図るため、緑や広場、遊具、休養施設を公園に設置しております。

ただ、近隣公園は面積が広うございますので、これらの機能がある程度備わっていると考えておりますが、それが万が一不足している場合は設置を検討するということです。

街区公園の場合、1,000平方メートル以上のところでは、これらの機能がある程度保てるというのが昨年度の審議会での議論でした。ただ、狭小公園は、面積が小さいですから、これら五つの機能全てを満足することができません。そこで、機能を分担し、ここではコミュニティ形成だけにしましょう、ここではレクリエーション機能だけにしましょうなど、地域全体で見れば足りるようにするということです。また、そのような街区公園がなく、近隣公園があるならば、その存在をもって街区公園の機能を補完しようという説明でございます。

○新海委員 ということはその公園だけではなく、地域全体で五つの項目をクリアしようというのが市の考え方だということですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） このような公園機能が地域にあることが望ましいと思っております。ただ、昨年度の審議会でもありましたとおり、都心部においては広場が少ないということがございますので、これから機能を満たしていくような施策を行ってまいりたいと考えております。

○新海委員 地域で要らないという声が上がったとしても、大前提として入れたいという

ことでいくのか、あくまでも地域のニーズを優先するのかということをお尋ねしたいのです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 例えば、近隣公園からコミュニティ形成は要らないという話があったとしても、機能としては持っているものでございますので、使われな
いことはあるかもしれませんが、ただ、機能としては持たせたいということです。

○新海委員 つまり、市としてはこれを満たしていきたいということですね。

○近藤会長 僕としては、可能であれば機能は全部あったらいいと思うのですけれども、
要らないということがあるのでしょうか。

○新海委員 ないと思いますけれども、これを前提として、なければ不足としてしまうの
かですね。

○近藤会長 なければ、できるだけ造っていききたいという話だったかと思います。

○新海委員 もう一つです。

（議案資料－73）の再整備の手法についてです。

書き方についてで、先ほど30年ぐらいと長い時間をかけてやっていくということでした
が、それぐらい年月があれば変わっていくこともあると思うので、実施しないというより
は優先順位が低いという表現のほうがいいのかと思います。

○近藤会長 これについてはもう少し説明していただいたほうがいいと思います。

全面的に再整備するのは難しいという意味ですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 今、月寒公園の全面再整備を行っておりますが、い
ずれも面積が非常に大きく、年次的にも金額的にもかなりかかります。ですから、こうし
たことはいたしません。

また、総合公園や運動公園にはコンセプトがありますので、それを生かしながら、傷ん
だ施設の更新や部分的な再整備を行ってまいりたいと考えております。地区公園について
も面積が広いので、同様の考え方です。

その他の公園についてですが、地域の核となる公園や機能特化公園は再整備を行い、そ
の他の公園は施設更新を行うということで、実施しないと表現しているものです。

○近藤会長 全面再整備と部分再整備との違いについて、もう一度簡単に説明していただ
けますか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 全面再整備とは、公園全体の再整備を行うものです。
例えば、テニスコートを半分にしましょう、ゲートボール場を遊具広場にしましょうなど
ということも含め、全体の機能を見直すものです。

部分再整備とは、公園の一部の再整備を行うものです。ですから、ある程度の機能は残
しつつ、現在使われていないものをニーズのあるものに置きかえるものです。

施設更新とは、老朽化した施設を更新するものです。この例はわかりにくいかもしれま
せんが、普通のブランコから幼児用のブランコに更新しているものです。そういった選択
も含め、施設の更新を行っております。

○近藤会長 総合公園、運動公園、地区公園は面積が広いので、全てを設計し直すのはお金もかかるし、大変だということで、部分再整備により、ちょこちょこ変えることはあるということです。

ただ、部分再整備を積み重ねると、いつの間にか全体が変わっていることはあるかもしれないですが、そんなイメージということですね。

ほかにございませんか。

○三上委員 この図について申し上げます。

最後の行に投資とあるのですが、これは必要なのでしょうか。確かに、それぞれの再整備のアクションにかかる費用がこの順番になっているというお話はよくわかります。でも、先ほど上田委員がおっしゃったことと絡むのですが、一つ一つの施設更新は小さいかもしれませんが、繰り返すとニーズに見合わない投資をしてしまうかもしれないということなのだと思うのです。ですから、投資という観点からいえば、同じように均等に投資することをやろうとしているのかと思います。

それぞれにかかる費用がこの順番だというのはわかるのですが、題名を変えるか、書かなくてもいいのであれば、ニーズに見合った投資をする、なるべく平準化していこうということだと思いますので、なくてもいいのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 同じ規模の公園をこのようにした場合、投資としてはこのようになるということですが、ご承知のとおり、公園は、大規模なものから小規模なものまで、様々ありますので、この表現については適切ではないと考え、削除いたしたいと思います。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○今井委員 質問です。

（議案資料－77）の補完の矢印は色によって意味が違うのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 紫色は近隣公園に伸びている矢印で、赤色は街区公園に伸びている矢印です。

○今井委員 例えば、総合公園から街区公園に伸びている矢印がありますね。小さい子どもを連れて遊びに行きたいとき、街区公園に行くわけですが、規模がかなり違いますので、総合公園が代替できるのかというと、難しい場合もあるのかなと思いました。

もし補完できる公園がある場合、街区公園の密度から地域の核となる公園や機能特化公園を決めていくという考え方だったかと思うのですが、補完できる近隣公園や地区公園がある時には、そういう公園があることを考慮する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 総合公園、運動公園の全てが近隣公園や街区公園を補完するとは考えておりません。総合公園の中でも街区公園的な遊具広場などがある場合は街区公園を補完できるということです。

先ほどの説明では、円山公園が街区公園を補完できるとしておりましたが、赤色のとこ

ろは遊具広場があるところです。このようなところがあれば街区公園的な役割を担えるであらうという考え方です。

円山公園は広いですが、動物園の部分が街区公園を補完するかという点と違っています。ですから、あくまでも、総合公園のうち、街区公園として使える部分が補完できると考えております。

○近藤会長 総合公園は広いですが、その一角に遊具広場があり、そこで子どもが遊べるなら街区公園とみなしましょうということです。ですから、総合公園全体を街区公園として考えるのではなく、その一角を街区公園としてみなそうということです。

ほかにございませんか。

○上田委員 先ほど新海委員がおっしゃった（議案資料－73）です。

全面再整備と部分再整備が〇〇の場合と〇△の場合があって、これはわかりづらい気がします。場所によってという意味かもしれませんが、主に全面再整備をするなら部分再整備は必要ないでしょうと思ってしまうと思うのです。また、〇△の場合は一体何なのかなど、わかりづらいので、凡例を工夫する必要があると思うのです。

厳密に言うと、総合公園、運動公園、地区公園について、部分再整備は〇〇なのですか。これは△△でもいいのではないのでしょうか。最初に整備をするのか後でメンテナンスをするのか、さらに、タイムスケールもあって、その場合分けが一つになっているので、わかりづらいと思います。

○近藤会長 確かにこの基準はわかりづらいかもしれませんね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 一番最後の総合公園と運動公園についてはおっしゃるとおりだと思いますので、見直したいと思います。

地域の核となる公園、機能特化公園につきましては、全面的な見直しではなく、機能再編で目的が達成できるのであれば、部分再整備や施設更新の対応もあり得るということで〇や△をつけさせていただきました。

○近藤会長 〇と△の違いは何ですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 〇はこのようにやりたいということで、△は場合によってはあり得るということです。

○上田委員 そうすると、△〇だと思うのです。最低でも部分再整備はやるけれども、必要によっては全面再整備をするということで、〇△ではなく、△〇ではないかともとれるのです。

○事務局（西川みどりの推進課長） わかりやすい表現を検討したいと思います。

○近藤会長 〇は優先順位が高く、△は場合によってはという感じだということですが、これは表現を工夫していただければいいのかと思います。

○三上委員 一つ前のお話に戻ってしまうのですが、ずっと気になっているのは街区公園のみなし誘致圏についてです。

みなしがどれくらい強いものなののでしょうか。つまり、ある地域に街区公園があり、子

どもが集まって遊ぶから誘致圏を設定して、どこからもアクセスできるようにするとのことでした。

でも、円山公園の中に似たような機能を持っているコーナーがあったからといって、そういったものを街区公園として扱っていいのでしょうか。それは個別に検討され、誘致圏として見ていくのかというみなし誘致圏の強さが気になっています。本当に同じ働きをしているのかがわからないのです。

先ほど小篠委員がおっしゃっていましたが、大きな公園の中にそういうものがある場合、休日は遠くから来た子どもたちが高い密度で使っているなど、色々な事情があると思いますので、みなし誘致圏の概念をどういうふうに考えたらいいのか、もう少し教えていただければと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） おっしゃるとおり、総合公園にもいろいろなところがあります。休みの日に外から集まるようなところもございます。そうしたものについては状況を見ながら柔軟に考えることが必要だと思います。

○三上委員 あくまでも、自動的に誘致圏が発生すると考えるのではなく、普通の街区公園の誘致圏とは少し違うものだと考えるということでもいいのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） はい。

○近藤会長 みなしというのも補完と密接につながっており、ほとんど同じですので、ここが一番大事な箇所です。あとは、個々の公園の方針についてです。

また、状況によって全面再整備、部分再整備、施設更新と比較的はっきり分けていこうという考え方でした。

繰り返しますけれども、補完、みなしを了解するか、全面再整備、部分再整備、施設更新の三つのパターンを了解するか、総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、都市緑地の今後の方針について了解するかということです。

大分意見が出ましたが、もしほかになれば認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、審議会として了承いたします。

最後に、第4章の4の「公園機能のさらなる充実」と第5章の「運用に当たって」についてご説明をお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 【議案資料－82】第4章の4の「公園機能のさらなる充実」についてご説明いたします。

【議案資料－83】まず、（1）の防災についてです。

【議案資料－84】公園における防災につきましては、札幌市全体の計画がございます。札幌市避難場所基本計画におきましては、一時避難場所、収容避難場所、広域避難場所に分類されておりますが、全ての公園が、一時的に身を守る一時避難場所に指定されているか、総合公園など大規模公園の一部が大規模火災などから身を守る広域避難場所に指定されております。一方、一定期間滞在し、体や生命を守る場所である収容避難場所には公園

は指定されておりません。

【議案資料－85】防災に関する指針を2点お示しいたします。

1点目は、今ご説明いたしました札幌市避難場所基本計画における避難場所の機能に沿って整備を進めることです。一時避難場所と広域避難場所では広場の確保が重要となります。

2点目は、避難者の安全確保のため、面積の大きな公園などでは老朽化施設の更新などを重点的に進めます。多くの市民が避難する公園におきまして、大型遊具や四阿などの施設が倒壊することを防ぐためです。

【議案資料－86】続きまして、（2）の景観について2点お示しいたします。

【議案資料－87】1点目は、緑を用いた景観づくりを進めるほか、まちの景観を構成する一つの施設として配慮するというものです。

2点目は、逆に、公園から景色を見る眺望の機能がある場合は、それに十分に配慮した整備をするというものです。

いずれも、これまでも整備時には意識しているところでございます。

【議案資料－88】続きまして、（3）の冬季間の利用についてです。

【議案資料－89】札幌市の公園では、冬季間は、屋外の利用を基本とし、スキーやそり遊びなどの冬遊びに考慮し、近隣公園規模以上の公園の整備時にはスキー山などの設置に努めます。

【議案資料－90】最後になりますが、第5章の運用にあたってについてです。

先に（2）の公園の維持管理、運用についてですが、整備ではなく、本方針には入れていない維持管理や運用の内容につきましては、今後の検討事項とすると同時に、検討に当たって、本整備方針との連携を図ってまいります。

次に、（3）の方針の進行管理についてです。

札幌市全体の中期計画であるアクションプランやみどりの推進部で毎年実施しております市民アンケートで状況を把握してまいりたいと考えております。

（2）と（3）については簡単にご説明いたしましたが、次回に提案する実際の文章をご覧いただいてご意見を頂戴できればと思います。

【議案資料－91】最後に、（1）の市民ニーズについてです。

公園整備方針は、緑の審議会、今後予定しておりますパブリックコメントで市民の意見を踏まえた方針として策定いたします。しかし、個々の公園やそれを取り巻く地域は多種多様でございます。必要に応じて個別にニーズ把握を行い、整備の検討を進める2段階で市民ニーズの反映を考えております。

第4章の4の「公園機能のさらなる充実へ」、第5章の「運用にあたって」についての説明は以上です。

○近藤会長 それでは、ご意見を願います。

○関委員 防災の避難場所についてです。

避難場所を広域で考えるとき、さまざまな地区の人が避難場所に来ることを想定し、それがあちこちに収まるようにと考えていると思うのです。しかし、一般的に避難場所として想定している公園でも、河川敷だと水害の時には使えませんよね。そうなったら、代替の避難場所はどこになるのかという周知はどうするのでしょうか。

また、災害のときは、特に交通による分断で移動しにくい場所が多く出てくると思うのです。そうした際にはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 避難場所につきましては、札幌市危機管理対策室で定めており、どこが避難場所なのかを確認できます。

また、広域避難場所については、あくまでも煙や炎から身を守る場所であり、また、水害などの際、河川敷は広域避難場所には指定されておりません。

そして、一時避難場所については、発災してから一時的に集まる場所です。これから積雪もありますが、そういった場合、使用の可否、被災状況による安全性を避難者に確認していただきながら使用していただくことになります。

○関委員 交通による分断などについてはほかの部署の方が中心になって考えておられるということですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） さようでございます。

○近藤会長 危機管理対策室では、公園の配置を見て、ここはこういうふうに使おうというマニュアルを作っているのですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 広域避難場所は、公園のみならず、学校や学校のグラウンドも指定されておりまして、公園はそのうちの一部であります。

収容避難場所は、小・中学校や地区会館などが指定されておりますが、公園にはそういう施設がありませんので、指定されておりません。

また、先ほど話がございましたとおり、低地で水害があれば、水害時の収容避難場所にはならないという決め事があるように聞いております。

○近藤会長 危機管理対策室がそのように判断しているのですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） さようでございます。

○近藤会長 それでは、私からです。

大したことではありませんが、公園の機能というと、防災、景観、冬季の利用以外、初めにありましたように、コミュニティーの形成、レクリエーション機能もありますが、これは公園機能のさらなる充実へのところでは余り考えなくてもよろしいのですか。

（議案資料－30）にもあったように、環境保全、景観形成、コミュニティー形成、レクリエーション、防災という機能は必要だというのはそうだと思いますが、その中で特にこの三つを取り上げた理由が書かれていればいいかと思ったのです。

○事務局（西川みどりの推進課長） レクリエーションについては、遊具の整備などでやっていくものだと考えております。また、環境につきましては、樹木の整備でやっていきますし、レクリエーションにつきましては管理の中でやっていくものだと考えております。

今回につきましては、「公園機能のさらなる充実へ」の中には盛り込んでおりませんけれども、そういった観点も必要であるというご意見を頂戴できましたら、検討したいと考えております。

○近藤会長 わかりました。

ほかにございませんか。

○上田委員 まさに、今のことに関連するのですが、公園は民活の話が全国で注目を集めているかと思いますが、札幌市ではどのように考えているのでしょうか。

それこそ、札幌市の公園にもスターバックスが入ってくるなど、要は、公園で稼ぐということがあるのでしょうか。それこそ、公園の財政の話とも関係してくるかと思いますが、お願いいたします。

○事務局（中西みどりの管理課長） 民活についてです。

国では、平成28年5月に新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会を設置して、新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開についてを取りまとめております。

私も新聞報道やそういったものでしか聞いておりませんが、例えば、スターバックスなどの施設をつくる場合、今、設置許可制度をとっており、その期間は10年としていますが、その期間をもうちょっと長くして、民間企業が入ってきやすいようにするなど、今後、そうした様々な規制緩和を国がメニューとして出してくると思います。それに合わせて、札幌市でも民活を考えていきたいと思っておりますが、今は検討段階でございます。

○上田委員 併せて、指定管理者の公園緑化協会がプレイパークに力を入れていますが、まさに使い方、運営の仕方、パークマネジメントについては、札幌市の公園の活用にどのくらい言及されるのかは全国から注目を集めてしまうと思いますので、一言ぐらいあったほうがいいのかという意見です。

もう一つは、細かい話ですが、（議案資料－87）についてです。

②に景色という言葉がいきなり出てくることがひっかかります。意図があるのかもしれませんが、先ほどスライドのご説明にあったように、施設からまちの景観等を眺望するというふうにすればいいのではないかと思います。それこそ、①に出てくるとおり、まちの景観のままでもいいような気がするのですが、まちの景色と言いかえた意図があればご説明をいただきたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 景色という文言については、特段の意図はございませんので、表現について検討させていただきます。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○小篠委員 今の上田委員の話は、私がずっと言ってきたことです。

運用でどれだけ柔軟性を持たせるかを書かないといけないと思います。例えば、学校が統廃合を受けて、なくなりますと、そこが公園にも十分あり得るわけです。ですから、公園が増える可能性が大いにあり得るわけです。それが杓子定規な使い方しかできないとな

ると、市民ニーズには到底合わなくなってくることがあるのです。ですから、柔軟な運用をどのように考えるかについて、整備方針ですから使っていくことを前提しながらではないと整備はあり得ませんが、少し書いていくことが大事かと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） パワーポイント資料はありませんが、お配りしております資料2の44ページをご覧ください。

こちらは、次回の素案に向けて作っている途中のものですが、公園の維持管理、運営について若干書かれております。

ご指摘がございましたとおり、維持管理、運営についての方針は欠かせませんが、先ほども中西から説明しましたとおり、今、制度なども動いているところです。これからは、新しい制度を採り入れることも必要になってまいりますので、そうしたことを含めた上で維持管理や運営の方針を定めていかなければならないと考えております。

しかし、それらを含めると、長いスパンでものを考えなければならず、この整備方針が作れなくなってしまうから、今回は切り離しております。しかし、整備方針では、維持管理や運営については連携させたいと考えておりますし、もう少し検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 民活の利用も文言としては入ってくるけれども、ここで議論すると、策定までに時間がかかるためまた後でということですね。

意見を大分お出しいただきましたが、こちらを了承してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、了承いたします。このほか、全体を通してお気付きのところがありましたら意見をお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 これ以上ないようですので、これで本日の審議は全て終了いたしました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたって熱心なご議論をいただき、ありがとうございました。

【議案資料－92】会議冒頭で審議スケジュールの変更についてご説明いたしましたとおり、次回の審議会は、年明けの1月11日水曜日の開催を予定しております。会場は、本日と同じく、こちらとなります。

後日、事務局より正式なご案内を差し上げたいと思います。

以上をもちまして、緑の審議会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

少し早いですが、皆様、どうぞよいお年をお迎えください。

以 上